

AKITA DeX人材育成事業企画運営業務委託企画提案競技審査要領

1 目的

この要領は、AKITA DeX人材育成事業企画運営業務の委託候補者を選定するため、審査に関して必要な事項を定めるものである。

2 企画提案審査会

- (1) 審査は、4名の委員によって構成される審査会によって行う。
- (2) 審査の委員長は、産業労働部次長とする。
- (3) 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 審査方法

- (1) 提出された提案書、審査に先立ち行うプレゼンテーション及び質疑応答の内容を基に、4の「審査項目、審査基準及び配点」により行う。
- (2) 各審査委員の評価点を集計し、合計点数により順位付けをする。なお、合計点数が最も高い参加者が2者以上となった場合は、総合評価などを勘案し、審査の合議により委託者を決定する。

4 審査項目、審査基準及び配点

審査項目、審査基準及び配点は、別紙1「評価表」のとおりとする。

別紙1 評価表

審査項目		提案依頼事項	審査基準	配点
事業目的	1 事業目的の理解	事業目的の理解や事業目的達成のために重視するポイントを記載すること。	事業目的の理解や事業目的達成のために重視するポイントを適切かつ明確に示しているか。	5
提案内容	2 ①DXリテラシー育成プログラム（中高生）の内容	プログラムの内容は、仕様書4(4)①を満たすこと。	プログラムの内容は、仕様書の内容を満たしており、目的を達成できるものか。	5
	3 ②DXリテラシー育成プログラム（大学生）の内容	プログラムの内容は、仕様書4(4)②を満たすこと。	プログラムの内容は、仕様書の内容を満たしており、目的を達成できるものか。	5
	4 ③地域課題デジタルPBLプログラムの内容	プログラムの内容は、仕様書4(4)③を満たすこと。	プログラムの内容は、仕様書の内容を満たしており、目的を達成できるものか。	5
	5 ④DX推進スキル育成プログラムの内容	プログラムの内容は、仕様書4(4)④を満たすこと。	プログラムの内容は、仕様書の内容を満たしており、目的を達成できるものか。	5
	6 ⑤県内事業者DX支援PBLプログラムの内容	プログラムの内容は、仕様書4(4)⑤を満たすこと。	プログラムの内容は、仕様書の内容を満たしており、目的を達成できるものか。	5
	7 各プログラムの連続性・関連性	各プログラムは連続性・関連性について記載すること。	各プログラムが相互に関連し、事業全体の効果を最大化する工夫がされているか。	5
	8 県内企業の理解促進及び県内就業意欲の向上	参加者が県内企業に対する理解を深め、県内での就業意欲を高めるための取組について記載すること。	プログラムの内容に、参加者の県内就業意欲を高めるための工夫がされているか。	5
	9 独自提案	独自提案があれば記載すること。	要求仕様以外で有益な提案事項が含まれているか。	10
	10 参加者の募集	参加者募集方法について、具体的に記載すること。	参加者の募集方法は、より多くの参加者を集める工夫がされているか。	10
	実施体制	11 実施計画	事業の実施体制、実施スケジュールを記載すること。	業務内容に適した体制（組織、責任者、人員配置等）、実施スケジュールを確立しているか。
12 事業の実績		過去に実施した、中高生及び大学生を対象にした、デジタル分野に関する研修及び地域課題解決や企業支援を行うPBLプログラムの実績を記載すること。	過去に中高生及び大学生を対象にした、デジタル分野に関する研修及び地域課題解決や企業支援を行うPBLプログラムの実績を有しており、本業務を確実に履行すると認められるか。	15
費用対効果	13 見積書	見積書と積算根拠を明らかにした見積書内訳を提出すること。	本業務に係る経費は、全ての業務について過不足なく適正に積算されているか。	5
その他	14 女性の活躍推進	別紙2配点表1を参照	別紙2配点表1により事務局評価	5
	15 賃金水準の向上	別紙2採点表2を参照	別紙2配点表2により事務局評価	5
合計（満点100点）				100

別紙2 女性の活躍推進、賃金水準の向上に係る配点表

○配点表1 (女性の活躍推進)

大区分	小区分		配点	
一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
		次世代法 ※2		
えるぼしチャレンジ企業認定 ※1			1	最大 3
法令に基づく認定	女活法 ※2	えるぼし	1.5	
		プラチナえるぼし	2	
	次世代法 ※2	くるみん	1.5	
		プラチナくるみん	2	
若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
都道府県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3		各0.5	最大 1
	女性の活躍推進企業表彰 ※3			
	子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
	男女共同参画社会づくり表彰			

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。

○配点表2 (賃金水準の向上)

「賃金水準の向上」の加点措置の評価は、給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率（百分率の小数点以下第3位を四捨五入）に準じて加算する。

評価項目	対前年増加率	配点	
役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	3	最大 5
	2.00%以上	4	
	3.00%以上	5	
「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5	